平成２９年（フ）第１２２号
長崎県佐世保市保立町15番20号、前住所長崎県佐世保市白木町363番地９　ペンション白木301
債務者　西山　　輝
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
長崎県佐世保市上柚木町1390番地１、前住所長崎県佐世保市田原町16番52号　フロムファーストビル301号
債務者　宮崎久美子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
愛知県豊橋市石巻町字野田18番地（５―203）
債務者　カンポス　デシオ　デ　リマ
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月19日午後２時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２１３号
愛知県豊橋市中岩田６丁目１番地（13―101）
債務者　田中　晴美
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２２９号
愛知県豊橋市小浜町169番地
債務者　杉浦　俊行
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２３１号
愛知県豊橋市魚町６番地
債務者　尾﨑　照久
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月19日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１２６２号
東京都立川市富士見町１丁目30番15号ニュースハイツ103号
債務者　梅野　伸一
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６９０号
横浜市旭区川井本町91番地13　ファミーユ志村101
債務者　梅澤　勇太
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２８４号
東京都武蔵村山市中藤５丁目24番地の７
債務者　大矢　絢一
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６２９号
横浜市青葉区田奈町１番地18　クレール青葉台401
債務者　島崎　　結
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６５８号
神奈川県鎌倉市台２丁目17番28号　アルカディア大船102号室
債務者　井上　太樹
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７２４号
横浜市金沢区釜利谷東２丁目10―５　パインクレスト301号、住民票上の住所横浜市中区豆口台11番地　豆口台ハイツ201号室
債務者　小林　　潔
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７３５号
横浜市戸塚区原宿５丁目43番３―208号
債務者　工藤　純子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７３７号
横浜市保土ケ谷区釜台町39番５号　コーポ有田102号
債務者　佐野あかね
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７６８号
横浜市泉区和泉町4942番地７　レオパレスケンジ203号
債務者　柏　多惠子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部